

意見書

平成 29 年度区民活動支援事業補助金申請事業審査

豊島区区民活動支援事業補助金審査委員会

平成 28 年 12 月 14 日

豊島区長 高野 之夫 様

平成 29 年度区民活動支援事業補助金申請事業について
審査を行ったので、次のとおり報告します。

豊島区区民活動支援事業補助金審査委員会

桂 木 隆 夫

本 田 裕 子

岩 見 知 子

榊 野 光 路

佐 藤 一 彦

(順 不 同)

目 次

1	区民活動支援事業補助金について	P 1
2	平成 29 年度区民活動支援事業補助金申請事業の審査について	
(1)	募集の概要	P 1
(2)	応募の状況	P 2
(3)	審査の結果	P 3
3	審査を終えて	
(1)	審査結果の総括	P 6
(2)	意見・要望等	P 6
	平成 29 年度区民活動支援事業補助金審査結果一覧	P 8
	【参考資料】 平成 29 年度豊島区区民活動支援事業補助金募集要項	P 13

1 区民活動支援事業補助金について

区民活動支援事業補助金は、区民の自主的活動を支援するものであり、区民が創意工夫に基づき、地域づくりや区民福祉に貢献する活動を展開することにより、区民と行政それぞれが役割を担う、協働の実現を目指して交付する補助金である。

この補助金は、区民の貴重な税金を投入して実施するものであることから、公益上の必要性はもとより、常にその時々々の区民ニーズや社会経済情勢を十分に考慮し、地域づくりや区民福祉に貢献するという観点から、有効性が認められる活動に対して交付すべきものである。そのため、なぜ交付されることになったのか、その補助金は効果を上げているのかなど、区民の理解を得られる説明ができるものでなければならない。

上記の趣旨・目的に沿って審査を行うにあたっては、申請団体においても、申請書類を含め、審査や区民への説明に適するように事業内容を明確化、充実化して頂く必要がある。平成 29 年度の同補助金申請事業の審査においては、そのような観点から、新規申請団体に加え、継続申請の 2 団体にもプレゼンテーション審査を行った。

2 平成 29 年度区民活動支援事業補助金申請事業の審査について

(1) 募集の概要

詳細は、「平成 29 年度豊島区区民活動支援事業補助金募集要項」（以下、「募集要項」という。13～46 ページ参照）のとおりであるが、主な概要は以下のとおりである。

1) 補助期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

2) 補助の種類

推進支援型	事業の継続・発展を図ることを目的とし、実績が 2 年以上の事業に対する補助
創出支援型	新たな事業の発掘・創出を図ることを目的とし、実績が 2 年未満の事業に対する補助

※創出支援型の補助を受けていた事業の 3 年目以降は、推進支援型で補助金交付申請することができる。

3) 交付額

1 事業あたりの補助金交付額は、3 万円～100 万円の範囲内で、推進支援型は総事業費の 50%以内、創出支援型は総事業費の 70%以内又は 60%以内（下記参照）とする。

補助の種類		補助率
推進支援型		50%以内
創出支援型	実績が 1 年未満の事業	70%以内
	実績が 1 年以上 2 年未満の事業	60%以内

4) 申請事業数

同一の団体による申請事業件数は、2件を上限とする。

5) 補助金総額

予算の範囲内で、概ね2千万円

6) 募集期間

平成28年7月1日～平成28年8月22日

7) 周知方法

募集内容を豊島区のホームページに平成28年7月1日から掲載するとともに、トップ画面の注目情報欄で募集告知を行った。また、広報としま7月1日号へも募集記事を掲載した。

(2) 応募の状況

応募総数は68事業で、補助申請総額は26,179千円に至った。そのうち推進支援型が64事業で、申請総額24,810千円、創出支援型が4事業で、申請総額1,369千円であった。

新規申請は5事業で、昨年度申請より減少したが、地域で事業展開済みのもの等、団体の組織化や事業の具体化がすでになされている申請が多くを占めた。

応募総数

	平成28年度	平成29年度	増減
推進支援型	63事業	64事業	+1事業
	24,213千円	24,810千円	+597千円
創出支援型	8事業	4事業	-4事業
	4,874千円	1,369千円	-3,505千円
計	71事業	68事業	-3事業
	29,087千円	26,179千円	-2,908千円

新規申請数

	平成28年度	平成29年度	増減
推進支援型	5	4	-1
創出支援型	5	1	-4
計	10	5	-5

(3) 審査の結果

1) 審査方法

① 書類審査

申請された事業について、審査委員会委員及び区主管課が審査項目に基づき申請書、実施計画書、事業収支予算書などの申請書面の審査を行った。

② プレゼンテーション審査

書面だけでは十分に内容を理解できないこともあることから、平成 19 年度補助金の審査からプレゼンテーション審査を導入した。前年度は新規 10 事業の審査を行ったが、今年度は新規 5 事業に加え、継続事業についても 2 事業を抽出し下記の日程で審査を行った。

実施日	事業名	団体名
平成 28 年 10 月 9 日 (日)	第 40 回 山の手青年会 盆踊り	山の手青年会
	国際交流 WE LOVE TOSHIMA	東京青年会議所 豊島区委員会
	雑司が谷散策マップの制作と幟旗の更新	雑司が谷七福神の会
平成 28 年 10 月 26 日 (水)	第 40 回わんぱく相撲豊島区大会	わんぱく相撲 豊島区大会実行委員会
	子育て支援講座～ママの笑顔を応援～	Ane ママグループ TOMATO
	交流会（新年の集い） 社会参加学習 【継続事業】	豊島区手をつなぐ親の会
	(1) 防火防災思想の普及及び火災予防の広報活動 (2) 防火防災フェスタの実施とセーフコミュニテ ィーの推進 【継続事業】	豊島防火防災協会

2) 審査項目及び評価点

審査項目は募集要項に定める審査基準の 10 項目とし、そのうち委員は 8 項目、区主管課はすべての項目について審査した。

委員・主管課共通	適時性	事業は区民・社会のニーズに適合しているか
	実現可能性	事業は実現可能な方法、スケジュール、予算で計画されているか
	有効性	事業は地域づくりや区民福祉に効果があるか
	公開性	事業は多くの区民、団体を巻きこんでいるか。誰もが関与、参加できるか
	継続性	事業は継続して実施していけるか。さらなる発展が期待できるか
	独創性・先駆性	事業は意欲やチャレンジ性に富んでいるか
	収支妥当性	事業実施のために自主財源確保の努力がされているか。事業の経費・申請額は妥当か
	説明責任	申請書面における記載などの事前説明、事業実施後の報告などの事後説明が十分なされているか
主管課のみ	貢献度	これまでの団体の活動は、公益性があり、区政に貢献しているか【既存団体】 団体の活動目的は、公益性があり、区政への貢献を期待できるか【新規結成団体】
	政策合致性	事業は区の政策の方向性と合致しているか

審査項目ごとの評価点は 0 点～2 点の 3 段階とし、各点の判断基準は次のとおりとした。

2 点	大いに補助すべき内容である
1 点	補助してもよい内容である
0 点	補助する必要性が乏しい内容である

3) 審査結果

① 審査結果の区分

一事業につき、委員採点は 80 点満点（2 点×8 項目×5 人）、主管課採点は 20 点満点の合計 100 点満点で、各事業を点数の高い順に次のとおり区分し、評価のランクとした。

A 81点以上	申請のまま補助金を交付することに特に問題がない事業
B 73点以上80点以下	原則として交付することはさしつかえない事業
C 61点以上72点以下	余地があれば交付することはさしつかえない事業
D 60点以下	補助する必要性が乏しい事業

② 各申請事業の審査結果

各事業の審査結果は、8ページから12ページのとおりである。

【推進支援型】

64申請事業のうち、A評価が30事業、B評価が28事業、C評価が6事業（D評価はなし）であった。

【創出支援型】

4申請事業のうち、A～D評価は各1事業であった。

推進支援型と創出支援型を合わせた審査結果を前年度と比較すると次のとおりである。

評価のランク	平成28年度	平成29年度	増減
A	33事業 (46.5%)	31事業 (45.6%)	-0.9ポイント
B	29事業 (40.9%)	29事業 (42.6%)	+1.7ポイント
C	5事業 (7.0%)	7事業 (10.3%)	+3.3ポイント
D	4事業 (5.6%)	1事業 (1.5%)	-4.1ポイント
合計	71事業	68事業	

※()内は構成比、小数点第2位四捨五入。

③ 平均点

申請事業の平均点を前年度と比較すると次のとおりである。

	平成28年度	平成29年度	増減
推進支援型	79.4点	80.3点	+0.9点
創出支援型	63.6点	72.5点	+8.9点
全体	77.7点	79.9点	+2.2点

審査項目別の平均点は次のとおりである。

審査項目	満点	推進支援	創出支援	全体
適時性	12点	10.7(10.2)	10.5(10.3)	10.7(10.2)
実現可能性	12点	10.8(10.7)	8.8(6.9)	10.7(10.2)
有効性	12点	10.1(10.3)	8.3(8.0)	10.0(10.0)
公開性	12点	9.8(9.2)	9.0(6.6)	9.7(8.9)
継続性	12点	10.0(9.7)	7.3(6.6)	9.8(9.3)
独創性・先駆性	12点	8.3(8.4)	9.3(9.0)	8.4(8.5)
収支妥当性	12点	8.3(8.6)	7.3(5.9)	8.2(8.3)
説明責任	12点	8.5(8.7)	8.3(7.3)	8.5(8.5)
貢献度	2点	1.9(1.9)	2.0(1.5)	1.9(1.8)
政策合致性	2点	1.9(1.9)	2.0(1.6)	1.9(1.9)

※()内は昨年度審査の平均点

貢献度および政策合致性は主管課のみの審査

3 審査を終えて

(1) 審査結果の総括

昨年度の意見書の指摘事項については、募集要項の改訂により申請書類の事業説明が明確化される等、申請団体の説明責任等において一定の改善がなされている。

しかし、今年度の審査においても、団体収入の獲得の具体性に欠ける事業や、年度間の繰越金が不整合な事業、申請事業の経費と団体運営の経費との区分が不明確な事業等、会計の基本に関わる不備が見られ、そのため、6頁記載のように、審査結果の収支妥当性の項目の平均点が8.2点（12点満点）と低くなっている。

また、申請事業全体として、事業の独創性や発展性が乏しい傾向にあった。継続申請の事業では、団体の構成員や事業の参加者が固定化され、青年層等の新たな担い手を引き込めていない事例等が見られた。新規申請の事業では、新たに開始する事業の申請は少なく、継続してきた自主活動の予算確保が困難となり、本補助金の申請に至る事例が数々見られた。審査結果の平均点も、独創性・先駆性が8.4点、説明責任が8.5点（各12点満点）と低くなっている。

地域づくりや区民福祉に貢献する区民の自主活動を支援するとの本補助金の趣旨を踏まえ、区においては、活動団体の説明責任をさらに向上させる方策や先駆的、発展的な区民活動の活性化に向けた支援に今後も努めていただきたい。

(2) 意見・要望等

1) 会計収支等の説明責任の確保について

今年度に審査を行った事業において、申請事業の歳出の記載では、募集要項の改訂により科目の仕訳等で一定の改善がなされたが、収入の記載では、集客見込み数や会員数と事業収益や会費の総計とが見合っていないものや繰越金の不整合等で決算書が不備となっているものなど、事業の収支妥当性や継続性等についての説明責任が果たせていない事業が見られた。加えて、前記のとおり、補助事業経費と団体運営経費が混在している事業も見られた。

また、申請される事業には、年間を通じた事業とイベント形式での事業等の多様な形態があり、そのため、会計書式の記載方法が統一化されておらず、公平な審査を行う上で支障となっている。

については、下記の募集要項の改訂等により、上記事項の改善を図って頂きたい。

①年間を通じた事業とイベント形式での事業等の形態ごとに、会計収支の記載内容が統一化されるように、事業形態ごとの模範となる記載事例を募集要項に追加すること

②本事業の経費と団体運営の経費とが明確に区分されるように、各経費の具体例を示す等により、経費の線引きをわかりやすく説明すること

2) 申請団体への活動支援について

独創性や発展性に富んだ区民活動が活発に実施されるには、団体の活動支援を担う区民活動センターにおいて、補助金申請や団体設立の支援だけでなく、広報や活動連携、資金調達、組織運営等の手法も含めた高度な支援がなされる必要がある。同センターの相談等の機能について強化を図って頂きたい。

また、申請団体を所管する区の各部署は、本補助金の支出を担うのみならず、団体が事業計画を策定する際には、所管の施策や情報、地域資源等を活用した助言に加え、事業によっては、としまビジネスサポートセンターや各種区民相談の活用、他の自治体の先進事例の紹介、区内の各種学校や事業所との連携など、事業の発展に向けた一層の支援を行って頂きたい。

平成29年度 区民活動支援事業補助金審査結果（得点順） 推進支援型

事業No.	新規/ 継続	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金 申請額	総事業費 に占める 割合	適時性	実現 可能性	有効性	公開性	継続性	独創性 先駆性	収支 妥当性	説明 責任	貢献度		政策 合致性	合計	評価
															各12点満点	各2点満点			
291010	継続	精神保健福祉ボランティアグループによる「フリースペース」の運営	としまコスモスの会<豊島区精神保健福祉を進めるボランティアの会>	318,900	130,000	40.8%	12	12	12	9	11	11	12	12	2	2	95	A	
291027	継続	第27回わくわく冒険まつり	わくわく冒険まつり実行委員会	643,500	200,000	31.1%	11	12	12	12	12	9	11	12	2	2	95	A	
291019	継続	要町あさやけ子ども食堂～わいわいがやみんまでごはん～	特定非営利活動法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク	500,000	250,000	50.0%	12	11	12	10	11	12	11	11	2	2	94	A	
291021	継続	認知症にならない健康な街づくり事業	元気！ながさきの会	1,704,000	852,000	50.0%	12	11	12	12	12	11	9	10	2	2	93	A	
291033	継続	不登校・ひきこもりの自己実現支援事業	不登校・ひきこもり研究所	1,000,000	500,000	50.0%	12	12	12	11	11	11	9	11	2	2	93	A	
291031	継続	第45回としま子どものつどい(ワンバクまつり)	としま子どものつどい実行委員会	1,550,000	700,000	45.2%	12	12	11	12	12	10	10	9	2	2	92	A	
291034	継続	南大塚都電沿線緑化(バラ植栽・バラ園維持管理・バラの勉強会)事業	南大塚都電沿線協議会	1,800,000	900,000	50.0%	12	12	11	10	12	9	10	10	2	2	90	A	
291009	継続	独居老人・高齢者世帯支援サービス事業	おたすけクラブ	400,000	200,000	50.0%	12	12	11	9	10	11	8	11	2	2	88	A	
291030	継続	第44回青少年相撲大会	池袋本町宮元青年会	1,200,000	200,000	16.7%	11	11	11	12	11	7	11	10	2	2	88	A	
291060	継続	としま案内人 駒込・染井・巢鴨(駒込・染井・巢鴨地区の名所、旧跡を中心に学習を進め、それに基づくボランティアのガイド活動をする。)	としま案内人 駒込・染井・巢鴨	198,675	56,000	28.2%	12	12	11	11	9	9	10	10	2	2	88	A	
291018	継続	もりもり倶楽部(障害者の地域社会における共生の実現を目指す余暇活動事業)	特定非営利活動法人 アフタースクールの会	2,500,000	1,000,000	40.0%	11	12	11	8	11	10	9	10	2	2	86	A	
291054	継続	豊島区「記憶の遺産」動画の上映・交流推進事業	NPO法人「としまの記憶」をつなぐ会	200,000	100,000	50.0%	12	10	11	9	9	11	9	11	2	2	86	A	
292003	新規	子育て支援講座～ママの笑顔を応援～	AneママグループTOMATO	504,580	252,290	50.0%	12	11	12	9	8	12	7	11	2	2	86	A	
291039	継続	アイポイント	特定非営利活動法人 ゼファー池袋まちづくり	760,000	380,000	50.0%	8	10	10	12	11	11	10	9	2	2	85	A	
291005	継続	第三地区町会連合大運動会	連合大運動会実行委員会	360,000	180,000	50.0%	11	12	11	11	11	8	8	8	2	2	84	A	
291023	継続	覚醒剤等薬物乱用防止推進普及啓発活動事業	東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会	360,000	180,000	50.0%	12	11	11	8	11	9	9	9	2	2	84	A	
291059	継続	雑司が谷の歴史・文化の紹介および地域活性化のボランティア活動	としま案内人雑司ヶ谷	240,000	120,000	50.0%	12	12	11	11	10	8	8	8	2	2	84	A	

平成29年度 区民活動支援事業補助金審査結果（得点順） 推進支援型

事業No.	新規/ 継続	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金 申請額	総事業費 に占める 割合	適時性	実現 可能性	有効性	公開性	継続性	独創性 先駆性	収支 妥当性	説明 責任	貢献度	政策 合致性	合計	評価
291038	継続	豊島区内における省エネルギー、再生可能エネルギー普及啓発事業	としまでエネルギーを考える会	200,000	100,000	50.0%	12	9	9	9	9	11	11	11	1	2	84	A
291007	継続	第24回ふくろ祭りて国際交流のおみこしを担ごう	国際交流のおみこしを担ぐ会	1,099,848	549,924	50.0%	12	10	7	11	12	10	6	11	2	2	83	A
291016	継続	交流会(新年の集い)	豊島区手をつなぐ親の会	221,000	68,000	30.8%	9	12	11	9	11	8	10	9	2	2	83	A
291049	継続	アウル・ハッピー・フェスティバル(3部構成) ①豊島区の歴史を語る集い ②フォトフォトGet! 島の写真コンテスト ③島の樹公園イルミネーション点灯式	島の樹を創る会	1,685,000	800,000	47.5%	8	12	8	11	10	9	10	11	2	2	83	A
292004	新規	第40回わんぱく相撲豊島区大会	わんぱく相撲豊島区大会実行委員会	350,000	175,000	50.0%	10	11	10	12	10	10	6	11	2	1	83	A
291029	継続	ボーイスカウト活動を通じた青少年健全育成	豊島区ボーイスカウト連絡協議会	850,000	300,000	35.3%	10	12	11	7	12	8	10	8	2	2	82	A
291025	継続	第22回わんわん祭	特定非営利活動法人 動物を愛する会	200,000	100,000	50.0%	11	11	10	9	9	10	9	9	2	2	82	A
291001	継続	第40回サンシャインシティ納涼盆踊り大会	サンシャインシティ納涼盆踊り大会実行委員会	3,000,000	850,000	28.3%	10	11	10	12	12	6	6	10	2	2	81	A
291004	継続	みんなで楽しくラジオ体操	池袋ラジオ体操の会	147,000	65,000	44.2%	10	12	11	11	10	5	10	8	2	2	81	A
291012	継続	聴覚障害者教養向上・手話通訳普及等障害者福祉事業	豊島区聴覚障害者協会	1,819,000	879,000	48.3%	10	10	10	8	12	9	9	9	2	2	81	A
291037	継続	巢鴨・庚申塚エリア活性化事業(花と歴史フェア・さくらそうワークショップ・公園再生ワークショップ・まちづくり勉強会「地域防災のあり方、巢鴨の歴史」)	巢鴨庚申塚まちづくりを考える会	1,200,000	600,000	50.0%	11	11	11	11	8	8	9	10	1	1	81	A
291057	継続	第9回豊島区民園基大会	豊島芸術文化振興協会	310,000	50,000	16.1%	9	12	10	11	11	6	11	8	1	2	81	A
292005	新規	雑司が谷散策マップの制作と幟旗の更新	雑司が谷七福神の会	1,044,497	500,000	47.9%	12	12	10	7	8	8	11	9	2	2	81	A
291017	継続	社会参加学習	豊島区手をつなぐ親の会	356,000	150,000	42.1%	10	11	10	8	11	8	9	9	2	2	80	B
291015	継続	自立機能訓練日帰り研修会	豊島区身体障害者福祉協会	500,000	250,000	50.0%	10	11	10	8	11	7	10	9	2	2	80	B
291061	継続	染井の里 駒込歴史文化探訪	染井よしの桜の里駒込協議会	1,800,000	700,000	38.9%	12	11	11	10	10	9	7	6	2	2	80	B
291002	継続	池袋の子供達にふるさとを(盆踊りと緑日大会)	いけふくろ盆踊り実行委員会	1,373,000	513,000	37.4%	11	11	11	11	11	7	5	8	2	2	79	B

平成29年度 区民活動支援事業補助金審査結果（得点順） 推進支援型

事業No.	新規/ 継続	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金 申請額	総事業費 に占める 割合	適時性	実現 可能性	有効性	公開性	継続性	独創性 先駆性	収支 妥当性	説明 責任	貢献度		政策 合致性	合計	評価
															各12点満点	各2点満点			
291006	継続	留学生・日本語学校生に日本の伝統文化を紹介する会	国際交流ボランティアFam	660,000	286,000	43.3%	11	11	8	8	8	11	7	11	2	2	79	B	
291008	継続	4・13根津山小さな追悼会開催と被災証言集の記録	4・13根津山小さな追悼会実行委員会	695,000	320,000	46.0%	12	12	9	10	9	8	8	7	2	2	79	B	
291036	継続	平成29年度「朝日ほのぼのランド事業」	朝日ほのぼのランド	440,000	150,000	34.1%	11	12	10	8	9	8	8	9	2	2	79	B	
291013	継続	平成29年度夏季林間施設における肢体不自由児者の社会参加・自立訓練事業	豊島区肢体不自由児者を育てる会	1,085,426	453,700	41.8%	11	11	9	8	11	8	9	8	2	2	79	B	
291063	継続	2018 お正月スポーツ広場・自転車安全教室	NPO法人地域総合型 椎の美スポーツクラブ	480,000	200,000	41.7%	11	11	11	12	11	7	6	7	1	2	79	B	
291024	継続	動物愛護活動	特定非営利活動法人 動物を愛する会	100,000	50,000	0.5	11	9	11	7	10	9	11	6	2	2	78	B	
291048	継続	第25回「すがも中山道菊まつり」	すがも菊まつり実行委員会	4,316,000	900,000	20.9%	10	9	8	12	12	7	5	10	2	2	77	B	
291011	継続	キーボードを使わないIT講習会	インターネットと明日の福祉を考える市民の会	2,065,419	950,000	46.0%	11	11	11	8	9	7	7	9	2	2	77	B	
291045	継続	自主防災力向上のための訓練実施及び地域防災に関する調査研究、火災予防等防災思想を高めるための視察研修会	池袋防火女性の会	241,000	120,000	49.8%	10	11	10	9	9	7	9	8	2	2	77	B	
291062	継続	スポーツにチャレンジ2017	NPO法人地域総合型 椎の美スポーツクラブ	413,000	203,000	49.2%	10	11	11	12	11	7	6	6	1	2	77	B	
291042	継続	豊島区内在住の小中学生を対象とした防火防災教育及び社会奉仕活動	池袋消防少年団	601,000	150,000	25.0%	11	12	11	9	10	7	6	7	2	2	77	B	
291003	継続	上池袋さくら公園納涼盆踊り大会	上池袋さくら公園納涼盆踊り実行委員会	917,000	447,000	48.7%	11	11	11	11	11	5	6	7	2	1	76	B	
291014	継続	ユニバーサルデザイン検証会	豊島区身体障害者福祉協会	1,900,000	600,000	31.6%	10	10	9	8	11	8	9	7	2	2	76	B	
291043	継続	(1)駅前、地域イベント等野外における火災予防広報活動、老人福祉施設訪問等社会奉仕活動及び子供の健全育成を目的とした活動 (2)自主防災組織向上の基礎構築の為、消火・応急救護訓練の実施	豊島消防少年団	1,143,091	300,000	26.2%	11	11	10	10	10	7	7	6	2	2	76	B	
291044	継続	(1)駅前及び地域イベント等の火災予防広報活動 (2)防災行動力方策としての豊島防火防災フェスタ	豊島防火女性の会	383,000	130,000	33.9%	10	10	9	11	8	7	9	8	2	2	76	B	
291047	継続	更生保護の視点からの犯罪予防活動および福祉活動	豊島区更生保護女性会	770,000	340,000	44.2%	11	9	10	8	11	8	8	7	2	2	76	B	

平成29年度 区民活動支援事業補助金審査結果（得点順） 推進支援型

事業No.	新規/ 継続	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金 申請額	総事業費 に占める 割合	適時性	実現 可能性	有効性	公開性	継続性	独創性 先駆性	収支 妥当性	説明 責任	貢献度		政策 合致性	合計	評価
															各12点満点	各2点満点			
291028	継続	第14回子どもフェスタ（準備期間～実施）	青少年養成リーダー連絡会	700,000	350,000	50.0%	11	10	9	11	9	10	6	6	2	2	76	B	
291050	継続	福祉チャリティーミュージックとしま	豊島区音楽サークル連盟	904,000	400,000	44.2%	10	10	9	10	9	6	9	9	2	2	76	B	
292001	新規	第40回 山の手青年会 盆踊り	山の手青年会	600,000	200,000	33.3%	10	11	9	12	10	6	7	7	2	2	76	B	
291035	継続	豊島のみどりを守り豊かな街づくりのための活動	豊島みどりの会	350,000	100,000	28.6%	10	11	10	8	8	5	11	8	2	2	75	B	
291046	継続	(1)防火防災思想の普及及び火災予防の広報活動 (2)防火防災フェスタの実施とセーフコミュニティの推進	豊島防火防災協会	2,549,000	300,000	11.8%	10	11	11	10	10	7	6	6	2	2	75	B	
291052	継続	①夕涼みコンサート②クリスマスチャリティコンサート	合唱団「大塚」・とげぬき地蔵通り合唱団	1,984,000	940,000	47.4%	10	10	10	11	9	7	5	8	2	2	74	B	
291041	継続	LRT導入による池袋のまちづくり研究	池袋の路面電車とまちづくりの会	800,000	400,000	50.0%	11	6	9	9	8	12	7	8	2	2	74	B	
291051	継続	平成29年度中山道待まつり『ポプラーズコンサート』	ポプラーズ	284,170	140,000	49.3%	10	11	10	10	8	6	8	7	2	1	73	B	
291022	継続	義歯名入れ・歯科技工啓発事業	豊島区歯科技工士会	300,000	150,000	50.0%	9	11	8	7	10	8	7	8	2	2	72	C	
291040	継続	住まいの無料相談フェア	住まいの無料相談フェア実行委員会	336,000	100,000	29.8%	9	12	8	10	9	5	9	6	1	2	71	C	
291058	継続	長崎獅子行列	長崎獅子行列実行委員会	730,000	330,000	45.2%	12	8	11	12	6	6	5	6	2	2	70	C	
291026	継続	地域猫活動及び飼い主への援護活動	特定非営利活動法人 東京キャッツアイ	2,900,000	1,000,000	34.5%	11	8	10	7	7	9	6	6	2	2	68	C	
291053	継続	ダンス&パフォーマーフェスティバル ハロウィン池袋	特定非営利活動法人 Wa-shoi	1,930,000	950,000	49.2%	8	9	7	9	8	9	7	7	2	2	68	C	
291056	継続	東京よさこい傘下のチームを全国に派遣し豊島区をアピールし併せて友好・親善を深める事業	東京よさこいサポーターズクラブ	2,200,000	1,000,000	45.5%	8	9	7	8	9	8	5	4	2	2	62	C	

平成29年度 区民活動支援事業補助金審査結果（得点順） 創出支援型

事業No.	新規/ 継続	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金 申請額	総事業費 に占める 割合	適時性	実現 可能性	有効性	公開性	継続性	独創性 先駆性	収支 妥当性	説明 責任	貢献度	政策 合致性	合計	評価
							各12点満点											
291020	継続	発達障害・ひきこもり社会参加応援事業	としま若者応援ネットワーク	220,000	110,000	50.0%	12	11	12	10	9	11	12	12	2	2	93	A
291055	継続	豊島区「記憶の遺産」動画アーカイブの構築とインターネット発信推進事業	NPO法人「としまの記憶」をつなぐ会	700,000	420,000	60.0%	12	9	10	10	8	10	7	9	2	2	79	B
291032	継続	親子 DE ダンス教室 池袋	特定非営利活動法人 Wa-shoi	683,000	409,000	59.9%	9	8	8	5	8	9	6	6	2	2	63	C
292002	新規	国際交流 WE LOVE TOSHIMA	(公社)東京青年会議所 豊島区委員会	930,000	430,000	46.2%	9	7	3	11	4	7	4	6	2	2	55	D

平成 29 年度 豊島区区民活動支援事業補助金 募 集 要 項

豊島区では、自主的な活動をしている区民活動団体の事業に対して、下記のとおり支援をします。要件に該当する団体は、ぜひご利用ください。

I 補助の概要

1 補助の目的

地域づくりや区民福祉の向上などに寄与する活動をしている区民活動団体に対し補助金を交付することで、その活動の健全な発展を促進し、区民との協働が図られる地域社会を実現することを目的とします。

2 補助の種類

推進支援型と創出支援型の2つのタイプがあります。

推進支援型	創出支援型
事業の継続・発展を図ることを目的とし、実績が2年以上の事業に対する補助 ◆創出支援型の補助金を受けていた事業の3年目以降は、推進支援型で補助金交付申請ができます。	新たな事業の発掘・創出を図ることを目的とし、実績が2年未満の事業に対する補助 ◆推進支援型の補助金を受けていた団体が新たに実施する事業の補助は、創出支援型になります。

※上記の実績の基準日は、平成29年4月1日です。同日の時点で、事業の実績が2年以上あれば推進支援型に、2年未満であれば創出支援型になります。

3 補助金の交付額

1つの事業に対して補助金を交付する額は、3万円～100万円の範囲内で、推進支援型の補助金は総事業費（事業を行うために必要な費用の総額）の50%以内、創出支援型の補助金は総事業費の70%以内又は60%以内（下記参照）とします。

推進支援型	創出支援型	
50%以内	実績が1年未満の事業	70%以内
	実績が1年以上2年未満の事業	60%以内

4 補助金総額

予算の範囲内で、概ね2,000万円。

5 補助の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

Ⅱ 補助の対象等

1 補助の対象となる事業

(1) 申請できる事業数

1 団体につき 2 事業までとします。

(2) 対象となる事業の要件

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に実施し、次の要件をすべて満たすものとします。

- ① 団体が自ら企画し、実施するものであること
- ② 地域づくり、区民福祉に役立つことが期待できるものであること
- ③ 特定の政治、宗教及び思想に偏していないものであること
- ④ 営利（財産の取得を含む）を目的としないものであること
- ⑤ 豊島区及びその外郭団体から同種の補助金等の交付を受けていないものであること

団体の周年記念行事は上記②に、備品購入を主目的とした事業は上記④に該当しないため、補助対象事業とはなりません。

2 補助の対象となる区民活動団体

申請できる区民活動団体は、次の要件をすべて満たさなければなりません。

なお、②から⑤は推進支援型の補助金を交付申請する団体及び創出支援型の補助金を交付申請する団体の共通要件です。

- ① 団体の構成員は次のとおりであること
 - ・ 推進支援型の補助金を交付申請する団体
構成員が 10 人以上で、そのうち区内在住者が過半数を占めていること
 - ・ 創出支援型の補助金を交付申請する団体
構成員が 5 人以上で、そのうち区内在住者は、構成員が 5 人から 7 人までの場合は 5 人以上、構成員が 8 人以上の場合は過半数であること
- ※住民基本台帳の閲覧により、上記区内在住要件が確認できない場合、申請者にその旨を連絡します。（構成員の在住確認は申請者において行ってください。各構成員の区内在住の有無についてはお答えできません。）
- ② 活動拠点が区内にあること
 - ③ 役員構成が明らかであるとともに、豊島区の公職にある者が代表者でないこと
 - ④ 団体の存立・運営の拠り所となる定款・会則等が、構成員の総意を反映する手続きを経て整備されていること。ただし、創出支援型の補助金を交付申請する団体にあつては、交付申請時に定款・会則等が整備されていないときは、交付申請する年の年末までに整備すること
 - ⑤ 年度ごとに適切に会計処理がなされていること。ただし、創出支援型の補助金を交付申請する団体にあつては、交付申請時に会計処理した実績がないときは、会計処理後、速やかに決算書類等を提出すること

3 総事業費に算入できない経費

補助金額の算定基礎となる総事業費には、次の経費は算入することができません。

- ① 団体の運営に要する経費（事務所の維持管理費、事務員等の人件費、上部組織や関係団体への会費・交際費など）
- ② 事業に直接必要とされない経費（事業実施後の反省会・打上げ等の経費、基金・積立金など）
- ③ 用途が特定できない経費（予備費、雑費、繰越金など）
- ④ 備品（1点が2万円以上の物品）購入費。ただし、創出支援型の補助金を申請する場合に限り、総事業費の20%以内で、かつ20万円以下の額であれば総事業費に算入することができます。

※備品とは、その形状、性質を変えることなく、比較的長期間継続して使用、保存することができる物品です。

創出支援型の申請事業における備品費算入の可否を例示すると次のようになります。				
総事業費	内訳		算入可否	算入できない理由
50万円	備品費	15万円	×	備品費が総事業費の20%超（15万円÷50万円=30%）のため
	上記以外	35万円		
150万円	備品費	20万円	○	
	上記以外	130万円		
200万円	備品費	30万円	×	備品費が総事業費の20%以内であるが、限度額の20万円を超えているため
	上記以外	170万円		

4 補助対象経費

事業の実施経費については、下記記載の科目により計上してください。記載のとおり、団体運営のための経費は、本補助事業の経費には計上できません。また、事業に要する場合でも、団体構成員の賃金、旅費、飲食費等は原則、自主財源で対応してください。

事業の必要上、下記記載の科目以外を計上する場合は、その理由を記載した書類（様式任意）を申請書に添付してください。

経費科目	計上する経費の内容等
1 事業費 (1) 人件費 報酬・給料 福利厚生費等 臨時雇賃金等	団体の運営に要する経費は事業費に計上できません。 団体の運営に要する経費は事業費に計上できません。 事業のための臨時雇用の賃金等

経費科目	計上する経費の内容等
(2) その他経費	
業務委託費	デザイン作成委託、会場設営委託等 (ホームページ作成は団体のページと別に作成する場合に限りません)
諸謝金	外部講師への謝礼金等 (団体構成員への謝礼は計上できません) ※経費の妥当性を判断するため、内訳や支払対象者を区から照会する場合があります。
印刷製本費	事業に要する印刷・製本費
会議費	事業打合せのための会場使用料等
旅費交通費	事業に伴い必要な場合のみ計上できます。
車両費	事業に要する車両賃借料等 (団体所有車両の維持経費等は計上できません。構成員の旅行等に要する経費は自主財源で対応してください)
通信運搬費	事業に要する電話代や郵送費 (団体運営に要する経費は計上できません)
消耗品費	備品費に計上を要するものを除く、事業に必要な物品または原材料費 (事業参加者への配布品等は自主財源で対応してください)
備品費	比較的長期間継続して使用、保存することができる 1 点 2 万円以上の物品 (創出支援型での申請の場合のみ計上可能。但し、上限あり)
修繕費	団体の財産の修繕経費は事業費に計上できません
水道光熱費	団体の運営に要する経費は計上できません。事業に要したことを証明する領収書等で実績報告できる場合のみ計上してください
地代家賃	団体運営に要する賃料等は計上できません。事業にのみ要したことを証明できる場合のみ計上してください
賃借料	事業に要する事務機器のリース料等。団体運営に要する経費は計上できません。
保険料	団体の運営に要する経費は計上できません。事業に要したことを証明する領収書等で実績報告できる場合のみ計上してください。
手数料等	団体の運営に要する経費は計上できません。事業に要したことを証明する領収書等で実績報告できる場合のみ計上してください

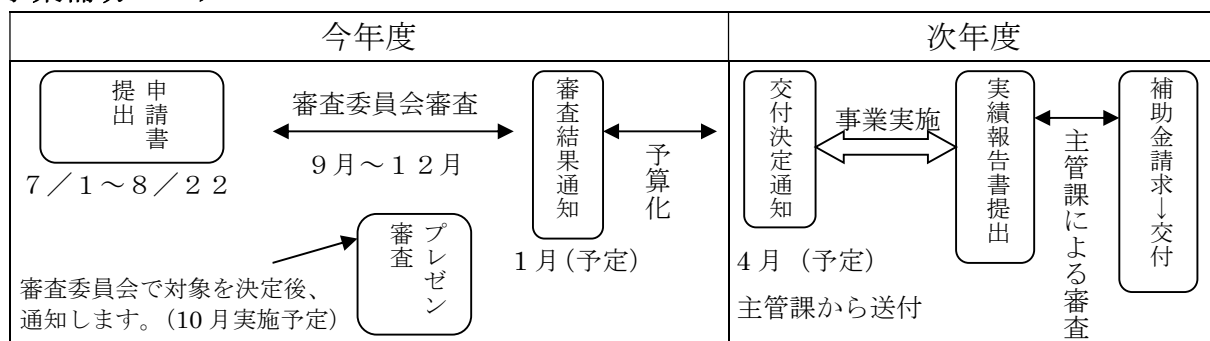
Ⅲ申請手続き

- 1 受付期間 平成28年7月1日(金)～平成28年8月22日(月)
 ※1 土曜日、日曜日、祝日は除きます。
 ※2 担当課(事業を所管する区の課)を通じて申請される場合は、担当課の受付期間が別途設定されますのでご注意ください。
- 2 受付時間 午前9時から午後5時まで
- 3 提出方法 下記の提出先に提出書類を持参してください。
- 4 提出先 区民活動推進課 協働推進グループ
 豊島区南池袋2-45-1 豊島区新庁舎3階

5 提出書類【すべて必須】

- (1) 豊島区区民活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業実施計画書（第2号様式）
- (3) 事業収支予算書（第3号様式）
- (4) 団体の概要・活動実績（第4号様式）
- (5) 団体の定款、規約又は会則（会計・監査について明文化されているもの）…「創出支援型」の申請で、受付期限までに整備されていない場合は、12月末までに整備し提出してください。
- (6) 団体の構成員名簿（役職、住所、氏名が記載されているもの）
- (7) 団体の総会資料（直近年度のもの）…今年度設立の団体は設立総会の資料を提出してください。
- (8) 団体の今年度の予算書、直近年度の決算書…設立後まもない団体で会計年度が終了していないときは、会計年度終了後、すみやかに決算書を提出してください。
※6～7ページに一般的な予算書および決算書の作成例を記載しています。団体の予算書および決算書を作成する場合の参考としてください。
- (9) 交付申請する事業の参考資料（前年度（直近）の当該事業の周知用チラシ、事業風景の写真等、申請事業の内容がわかる資料を提出してください。事業の活動状況や公益性等を判断する資料となります。創出支援型で新たに事業を行う場合は、事業の実現性を示した書類等を提出してください。）
- (10) 豊島区区民活動支援事業補助金実績報告書（第9号様式）及び補助金使途明細書（第10号様式）の写し（直近年度のもの）…補助金の交付実績がある場合は提出してください（経年支出の妥当性も審査の対象とします。交付実績がない場合は提出不要です）。

6 事業補助のスケジュール



7 その他

提出書類の記入にあたっては、申請事業の施策を所管する課に事前にご相談ください。また、団体の設立や運営に関する事項については、下記の区民活動センターにご相談ください。

【区民活動センター】

東京都豊島区北大塚1-15-10（豊島区東部区民事務所2階）

電話 03-3915-9966

【団体の予算書・決算書の作成例】

平成 年度 活動計算書
 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
 団体名 _____

科目	金 額	内訳・内容等
I 経常収益		
1 会費		
2 寄付金		
3 助成金等		
4 事業収益		
5 その他収益		
I 経常収益計	A円	
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
報酬・給料		
福利厚生費等		
臨時雇賃金等		
(2) その他経費		
業務委託費		
諸謝金		
印刷製本費		
会議費		
旅費交通費		
車両費		
通信運搬費		
消耗品費等		
修繕費		
水道光熱費		
地代家賃		
賃借料		
保険料		
手数料等		
租税公課		
雑費		
II 経常費用計	B円	
当期経常増減額	C円 (A - B円)	

Ⅲ 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益	D円	
Ⅳ 経常外費用 固定資産売却損 過年度損益修正損	E円	
税引前当期増減額	F円 (C + D - E円)	
諸税	G円	
前期繰越額	H円	
次期繰越額	F - G + H円	

IV 審査・決定手続き

1 審査委員会による審査

審査委員会は、学識経験者3名及び公募区民2名の委員で構成されています。この審査委員会が、申請のあった事業について、12ページの審査基準に基づき審査し、その結果を踏まえて区長が補助対象事業を決定します。

2 審査方法

審査委員会による審査は、原則として書面審査により行います。したがって、提出書類の記載が不十分で、事業や収支の内容などが説明できていないものは、審査結果に影響がでる場合がありますので、ご注意ください。

提出書類に軽微な記載不備があった場合は、区から再提出を求める場合がありますが、受付期限後の申請者による書類の差し替えは原則として認められません。

3 プレゼンテーション

書面審査を補い事業内容を精査するため、申請事業のプレゼンテーションをしていただく場合があります。

(1) 対象事業

プレゼンテーションの対象となる申請事業は、審査委員会が指定します。

※申請書(第1号様式)のプレゼンテーション希望の有無は、指定の際の参考とさせていただきます。対象事業は、精査の必要性を踏まえ、審査委員会が判断いたします。よって、希望無しの場合でも、指定する場合があります。

(2) 時間配分

○団体からの事業内容等の説明 10分程度

○審査委員会委員との質疑応答 30分程度

(3) 実施予定

平成28年10月

(4) 実施内容

- ①プレゼンテーション対象事業の申請団体に、日時等の調整のご連絡をさせていただきます（9月初旬を予定）。
- ②事業内容等の説明（10分間）では、申請団体の概要、活動の目的、事業概要、事業の公益性等をご説明ください。時間内に簡潔に説明できるよう、申請資料を補足するパンフレット、事業実施時の写真等をご用意ください（創出支援型で新たに事業を始める場合は、事業の実現性や自主財源確保の見込み等がわかる資料をご用意ください）。プロジェクターやパソコンは、区で用意しますので、使用される場合はお伝えください。
- ③審査のため、プレゼンテーションは非公開とします。

4 ヒアリング

上記のプレゼンテーションとは別に、審査の必要に応じて、団体の代表者にヒアリングを行う場合があります。

5 審査結果の通知

審査結果の通知は、平成29年1月頃に団体に送付します。

この審査結果は、豊島区区民活動支援事業補助金審査委員会の評価で、A～Dの4段階でランク付けをします。

6 交付決定の通知

上記5の審査結果を踏まえ、補助金を交付することとした事業には、豊島区区民活動支援事業補助金交付決定通知書（第5号等式）を、交付しないこととした事業には豊島区区民活動支援事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）を、平成29年4月以降に団体に送付します。

なお、交付決定通知書に記載された決定額（以下「当初の決定額」）は、補助金の上限額であり、これを超えて請求することはできません。

V 交付決定後の手続き

1 事業の変更・中止・廃止の手続き

実施計画に記載した事業内容を変更するとき、収支予算書に記載した経費を変更するとき、事業を廃止・中止するときは、事業変更・廃止・中止承認申請書（第7号様式）を提出して、事前に承認を受ける必要があります。

なお、軽微な変更は、この手続きを省略することができます。

詳しくは、事業所管課又は区民活動推進課までお問い合わせください。

2 実績の報告

事業終了後、速やかに事業の実績報告として次の書類を提出してください。

なお、この提出書類は、次年度以降の事業審査の資料といたします。

- (1) 豊島区区民活動支援事業補助金実績報告書（第9号様式）
- (2) 補助金使途明細書（第10号様式）
- (3) 領収書・レシートなど経費の支出が確認できる書類
（複数の行事を行った場合は、支出がどの行事に該当するかを説明する資料（様式任意）を添付してください。）

上記の領収書等は、補助金を使って支出した経費分だけでなく、自主財源から支出した分も含め事業実施にあたり支出したすべての経費分が必要となります。原則として、使途明細書の補助金使途内訳欄及び自主財源使途内訳欄に必要な経費として記載することができるのは、領収書等があるもののみとなります。また、領収書等が提出できない場合は、後述する補助金額の確定時に額が減額されることがありますので、大切に保管してください。

なお、事業実施年度の前後の年度の日付の領収書等については、その支払いが実施年度の事業に要するものか判断できないため、原則として、無効となります。

3 補助金額の確定

上記2の(1)から(3)の書類を審査し、補助金額を確定して団体に通知します。審査は、事前承認を得ることなく事業を変更していないか、事業の経費とすることができないものを計上していないか、補助金の使途とできない経費に補助金を充てていないかなどを確認します。

その結果、当初の決定額から減額されることがあります。

4 補助金の請求

(1) 確定払いによる請求（原則）

補助金の請求は、原則として、事業が終わり、実績報告を行い、補助金の額が確定したのちに行うことになります。

豊島区区民活動支援事業補助金請求書(第12号様式)に必要な事項を記入のうえ、担当課に提出してください。

(2) 概算払いによる請求（例外）

例外として、事業完了前に概算払いで補助金を請求することができます。この場合には、豊島区区民活動支援事業補助金概算払い請求書（第13号様式）に必要な事項を記入して担当課に提出してください。

概算払いで補助金を受領した際は、次の点に留意してください。

- ① 当初の決定額が補助金の上限額となりますので、確定した補助金額がこれを超えていても、追加請求することはできません。
- ② 当初の決定額より確定した補助金額が少ない場合は、その差額を返還してください。

VIその他

- 1 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき、または補助金の交付決定にあたり付した条件に反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。
- 2 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずることになります。
- 3 書類作成に要する経費など補助金交付申請にあたり必要となる一切の費用は、団体の自己負担となります。
- 4 補助金は、豊島区監査委員の監査の対象となります。
- 5 提出された書類は、豊島区行政情報公開条例及び豊島区個人情報保護条例の対象となります。
- 6 補助金交付決定を受けた事業の実態や補助金の効果を確認するため、審査委員による事業の視察を行っています（平成 28 年末に実施予定）。対象となる事業には、区より事前に連絡いたします。
- 7 補助金交付事業に関連するパンフレット等の印刷物に下記の豊島区区民活動支援事業ロゴマークの表示をお願いいたします。



—補助金交付手続きの流れ—

◇申請受付期限 . . . 平成28年8月22日まで



(注)担当課を通じて申請される場合は、別途、担当課の期限が設定されますのでご注意ください。

◆プレゼンテーション開催 . . . 平成28年10月



対象事業決定後、日時を通知します。

◇補助対象事業の適否審査 . . . 9~12月



◆区長へ審査結果報告 . . . 12月下旬



◇申請団体へ審査結果通知 . . . 平成29年1月下旬



◆補助対象事業の決定 . . . 2~3月



◇申請団体への交付・不交付決定通知 . . . 4月以降



◆補助金交付手続き開始 . . . 4月以降

審査基準

- 1 団体に補助金申請額を超えている余剰金があると審査委員会が認める場合は補助対象となりません。
- 2 審査項目は次のとおりです。

【推進支援型・創出支援型共通】

項目	内容
貢献度	これまでの団体の活動は、公益性があり、区政に貢献しているか。【既存団体】 団体の活動目的は、公益性があり、区政への貢献を期待できるか。【新規結成団体】
政策合致性	事業は区の政策の方向性と合致しているか。
適時性	事業は区民・社会のニーズに適合しているか。
実現可能性	事業は実現可能な方法、スケジュール、予算で計画されているか。
有効性	事業は地域づくりや区民福祉に効果があるか。
公開性	事業は多くの区民、団体を巻き込んでいるか。誰もが関与、参加できるか
継続性	事業は継続して実施していけるか。さらなる発展が期待できるか。
独創性・先駆性	事業は意欲やチャレンジ性に富んでいるか。
収支の妥当性	事業実施のために自主財源確保の努力がされているか。事業の経費・申請額は妥当か。
説明責任	申請書面における記載などの事前説明、事業実施後の報告などの事後説明が十分なされているか。

各種様式

申請にあたって提出する様式（上部左側にその旨を表示しています）には、記入上の留意点を記載しています。

また、申請書等の用紙は、区ホームページからダウンロードできます。

申請時に提出する書類です。

第1号様式（第6条第2項関係）

創出支援	推進支援
------	------

豊島区区民活動支援事業補助金交付申請書

提出する月日を記入
提出期限は8月22日です

平成 年 月 日

豊島区長

代表者の
個人印

団体名 _____
代表者 _____ 印
〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

豊島区区民活動支援事業補助金制度要綱第8条第2項の規定に基づき、平成 年度補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

事業名から事業の内容がわかるよう工夫してください。2つの申請事業をまとめて記入することはできません。

1. 事業名 _____

2. 実施予定日 平成 年 月 日～平成 年 月 日

3. 総事業費 _____ 円

申請事業の事業費です。
第3号様式の事業収支予算書の収支額と一致します。

4. 補助金申請金額 _____ 円

5. 添付書類

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の概要・活動実績（第4号様式）

3万円～100万円の範囲内で
推進支援型は総事業費の50%以内
創出支援型で
実績1年未満は総事業費の70%以内
実績1年以上2年未満は総事業費の60%以内

【その他、添付書類（募集要項に定める上記以外の提出書類名を下記に記載）】

【記載例】

- (4) ○○団体会則
- (5) ○○団体会員名簿
- (6) 平成27年度○○団体総会資料
- (7) ○○団体平成28年度予算書・平成27年度決算書
- (8) △△事業周知チラシ、写真、事業計画書
- (9) 豊島区区民活動支援事業補助金実績報告書及び補助金使途明細書（平成27年度分）

6. プレゼンテーションの希望 有 ・ 無

申請時に提出する書類です。

第2号様式（第6条第2項関係）

事業実施計画書

団体名 _____

申請書に記入した事業名を記入してください

事業名	
事業開始年月日	平成 年 月 日
実施予定日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事業の目的 (何のために事業を行うかなど、申請事業の目的、主旨を記入)	最初に事業を始めた年月日を記入してください。 補助金申請する年度における事業の開始日ではありません。 事業開始後、かなりの期間が経過し、不詳な場合はわかる範囲内(年月だけ、年だけ)で記入してください。
事業の内容 (事業の実施内容を具体的に記入)	この事業実施計画書は、審査委員会による審査の重要な資料となります。 ここで、事業の目的、内容、効果などを十分に説明されていないと低い評価になる場合があります。審査する側に効果や意欲などがしっかり伝わるようご記入ください。 なお、審査項目は、12ページに記載されていますので、ご注意ください。 区内の在住・在勤・在学者、小中学生、〇〇地域住民等、事業の対象とする範囲を記入してください。
対象者	事業の実施規模がわかるよう、行事への参加人数も含めて記入してください。
予定参加人数	
実施場所	

<p>事業の周知について (区民への事業の実施の周知方法を記入) ※直近の実施のチラシ等があれば添付</p>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>ホームページやチラシによる周知のほか、口コミによる伝達など工夫している点などを記入してください。</p> </div>		
<p>効果について (事業実施により、期待できる地域への効果を具体的に記入)</p>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>団体への効果ではなく、地域や区民に対して、どのような効果が期待できるのかを説明してください。</p> </div>		
<p>補助実績 (この事業に対する実績を記入) ※新規申請の場合は不要</p>	<p>直近の補助金申請年度</p>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>この事業の補助金を申請した実績がある場合には、直近の申請年度及び申請額を記入してください。また、今回の申請額が異なっている場合は、その理由(増加している場合はその用途)も記入してください。</p> </div>	<p>円</p>
<p>改善点 (過去に補助金を受けた時より、改善する点を記入) ※新規申請の場合は不要</p>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>29年度の事業実施にあたって、以前に補助金を受けた時と比較して改善点があれば、記入してください。この欄の記載が、毎年度、同じものが見受けられます。改善を怠っている、あるいは、不実な記載と評価される可能性がありますので、注意してください。</p> </div>		
<p>区民への事業報告 (事業実施後に行う団体構成員や区民への報告方法を具体的に記入)</p>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>事業の目的や区民への波及効果を踏まえ、事業実施結果をどのように区民等へ報告しているかを記入してください。</p> </div>		
<p>総事業費</p>	<p>円</p>	<p>補助金申請金額</p>	<p>円</p>
<p>事業費明細は、様式3の事業収支予算書のとおり</p>			

申請時に提出する書類です。

この収支予算書では、収入、経費の名称と金額を記載するだけでなく、その算出根拠も明らかにしていく必要があります。
算出の内訳の記載が不十分な場合は、審査の際に、実現可能性や収支の妥当性の審査項目で低い評価となります。

第3号様式（第6条第2項関係）

事業収支予算書

（団体の年間活動予算ではなく、補助金申請事業の予算を記入してください）

団体名 _____

事業名 _____

1 収入の部

科目	金額	算出内訳
1. 会費	〇〇〇円	イベント参加費 〇〇円×〇名
2. 寄付金	〇〇〇円	◇◇商店会寄付金 〇〇〇円
3. 助成金等	〇〇〇円	◇◇企業助成金 〇〇〇円
4. 事業収益	〇〇〇円	◇◇事業参加費 〇〇〇円 ◇◇販売収益 〇〇〇円
5. その他収益		
自主財源小計 A		
区民活動支援事業補助金 B		
総計 A+B		第1号・第2号様式の総事業費と一致

記載例

【裏面に続く】

2 支出の部

科目	団体財源による支出	本補助金による支出	算出内訳
1 事業費			記載例
(1) 人件費 臨時雇賃金等	〇〇〇円		◇◇行事臨時運営員〇名アルバイト代
(2) その他経費			
業務委託費		〇〇〇円	◇◇行事会場設営委託費
諸謝金	〇〇〇円		◇◇講座講師謝礼金
印刷製本費		〇〇〇円	◇◇行事周知チラシ印刷費
会議費		〇〇〇円	◇◇行事打合せ会議会場使用料
旅費交通費	〇〇〇円		◇◇イベント実施時の交通費
車両費	〇〇〇円		◇◇行事のための車両リース料
通信運搬費	〇〇〇円		◇◇行事参加案内郵送料
消耗品費		〇〇〇円	◇◇行事展示作品作成用消耗品購入
備品費			※創出支援型のみ計上可
水道光熱費	〇〇〇円		◇◇行事で使用する水道料
地代家賃	〇〇〇円		◇◇イベント実施のための建物賃借料
賃借料		〇〇〇円	◇◇行事のための機器リース料
保険料	〇〇〇円		◇◇イベント参加者への保険料掛金
手数料等	〇〇〇円		◇◇イベント委託費振込手数料
各支出合計			補助金申請額と一致

3ページ記載の対象科目のみ計上できます。
 同ページ記載等により、団体財源と本補助金による支出を振り分けてください。

事業の必要上、記載以外の科目を計上する場合は、その理由を記載した書類(様式任意)を添付してください。

なお、次の経費は、団体財源によっても、本事業には計上できません。

- ・団体の運営に関する経費
(事務所の維持管理費など)
- ・事業に直接必要とされない経費
(基金・積立金、打上げ経費など)
- ・用途が特定できない経費
(予備費、雑費、繰越金など)

※備品費(2万円以上の物品)は創出支援型(上限あり)のみ計上できます。

申請時に提出する書類です。

第4号様式（第6条第2項関係）

団体の概要・活動実績

1 団体の概要

団 体 名			
所 在 地			
設 立 年 月 日	年 月 日	代 表 者	
団 体 構 成 員 数	人（内、区内に在住している構成員数 人）		
会 費	1人 円／年間		
活 動 目 的 <small>（団体の活動目的や設立目的を記入）</small>	申請する「事業」の目的ではなく、団体の活動目的あるいは設立目的を記入してください。		

2 これまでの団体の活動実績

年度	実績の内容又は予定	年間活動経費
平成 年度 <small>（申請した事業の実績ではなく、団体の前々年度の年間活動実績を記入）</small>	申請する「事業」の実績ではなく、団体の活動全体のこれまでの実績及び年間の活動経費を記入してください。	
平成 年度 <small>（申請した事業の実績ではなく、団体の前年度の年間活動実績を記入）</small>		
平成 年度 <small>（今年度の団体の年間活動予定を記入）</small>		団体の予算書・決算書に申請額を超える繰越金がある場合には、この欄にその繰越金の使い道を記入してください。

3 団体の会計決算における繰越金の使途

提出する団体の決算書類等に申請額を超える繰越金がある場合は、その使途を記入してください。

4 事業に対する自己評価及びPR等団体の自由意見記入欄

申請する事業の成果や反省点など自己評価、申請するにあたって特にアピールしたいこと等、団体からの声・自由な意見を記入してください。

豊島区区民活動支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

豊島区長 高野之夫

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度豊島区区民活動支援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助金交付限度額 円

3 補助の条件

- (1) この補助金は、交付目的以外に使用してはならない。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、交付決定の内容又はここに附した条件に違反したときは交付決定を取消し、補助金の返還を命ずることがある。
- (3) この補助金による事業が完了したときは、速やかに区の定める様式により実績報告を行わなければならない。
- (4) 事業実績に基づき確定した補助金の額が、すでに交付した補助金の額を超えているときは、超えた額を返還しなければならない。
- (5) 上記のほか、豊島区補助金交付規則及び豊島区区民活動支援事業補助金制度要綱の定めに従わなければならない。

(所管課)

課：電話

第6号様式（第7条第3項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

豊島区長 高野之夫

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度豊島区区民活動支援事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 不交付理由

(所管課)

課：電話

事業変更・中止・廃止承認申請書

平成 年 月 日

豊 島 区 長

団体名 _____
代表者 _____ 印
〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定があった平成 年度豊島区区民活動支援事業補助金に係る事業について、下記のとおり変更・中止・廃止したいので申請します。

記

- 1 事業名

- 2 変更の理由及び内容

- 3 中止・廃止の理由

事業変更・中止・廃止申請承認書

第 号
年 月 日

様

豊島区長 高野之夫

平成 年 月 日付けで申請があった平成 年度豊島区区民活動支援事業補助金に係る事業の変更・中止について、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

1 事業名

2 承認内容

(所管課)

課：電話

豊島区区民活動支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日

豊島区長

団体名 _____
代表者 _____ 印
〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった平成 年度豊島区区民活動支援事業補助金に係る事業について、下記のとおり実施したので関係書類を添えて報告します。

記

事業名	
事業の目的	
実施日	平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）
実施場所	
参加人数	
実施内容	
事業実施効果	
補助金額	円
支出金額	円

【添付資料】補助金使途明細書（第10号様式）

補助金の使途を確認できる領収書等の証拠書類の写し

補助金使途明細書

団体名 _____

事業名 _____

1 収入の部

科 目	金 額	算出内訳
1. 会費		
2. 寄付金		
3. 助成金等		
4. 事業収益		
5. その他収益		
自主財源小計 A		
区民活動支援事業補助金 B		
総 計 A + B		

補助金は交付決定通知書の交付限度額が上限です。
 総事業費が申請額より減少した場合は、減少した総事業費に、補助率
 を乗じた額が上限となります。

【裏面に続く】

2 支出の部

科 目	団体財源に よる支出	本補助金に よる支出	算出内訳
1 事業費 (1) 人件費 臨時雇賃金等 (2) その他経費 業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 備品費 水道光熱費 地代家賃 賃借料 保険料 手数料等			
各支出合計			

記載については、18ページの事業収支予算書の注意書きと同様です。
申請時から経費配分や事業内容を変更した場合は、軽微なものを除き、
あらためて区の承認が必要となります。

第11号様式（第10条関係）

豊島区区民活動支援事業補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

豊島区長 高野之夫

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定した平成 年度豊島区区民活動支援事業補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

なお、補助金確定額を超える補助金が交付されているときは、納付期限までに補助金を返還してください。

記

- 1 事業名
- 2 総事業費 _____円
- 3 補助金確定額 _____円
- 4 補助金既交付額 _____円
- 5 差引補助金返還額 _____円
- 6 返還金納付期限 平成 年 月 日

(所管課)

課：電話

第12号様式（第11条第1項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金請求書

平成 年 月 日

豊 島 区 長

団体名 _____
代表者 _____ 印
〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定があった平成 年度
豊島区区民活動支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 実施日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3 請求金額 円

第13号様式（第11条第3項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日

豊 島 区 長

団体名 _____
代表者 _____ 印
〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定があった平成 年度
豊島区区民活動支援事業補助金について、概算払により下記のとおり請求します。

記

- 1 事業名
- 2 実施日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 3 請求金額 円
- 4 概算払を必要とする理由

第14号様式（第11条第4項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金概算払承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

豊島区長 高野之夫

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度豊島区区民活動支援事業補助金概算払の請求について、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

1 事業名

2 概算払承認額 _____円

3 承認条件 (1) 事業終了後、速やかに要綱第9条に定める実績報告を行うこと
(2) 上記実績報告を受けて区が通知する補助金額確定通知において補助金の返還を命じられた場合は、区が定める期限までに返還金を納付すること

(所管課)

課：電話

第15号様式（第11条第4項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金概算払不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

豊島区長 高野之夫

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度豊島区区民活動支援事業補助金概算払の請求について、下記のとおり承認しないことを決定したので通知します。

記

1 事業名

2 不交付理由

(所管課)

課：電話

第16号様式（第12条第2項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

豊島区長 高野之夫

平成 年 月 日付け 第 号による平成 年度豊島区区民活動支援事業補助金の交付決定について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 取消理由

(所管課)

課：電話



補助金申請にあたって 役立つ豆知識

1 まずは、自主努力が必要です！

会費を徴収したり、寄附を募ったりして、まずは自己資金を確保しましょう。
他に活用できる補助金や助成金があるかどうかを調べてみましょう。調べた結果、
区の補助を受けることが妥当となったときに申請をしましょう。

2 熱意をはっきりと文章に表現しましょう！

審査は、原則として書面で行われます。
そこで、高い評価を得るためには、事業に取り組む熱意や事業実施による効果など
を、具体的に「文章として」表現し、アピールしていくことが重要です。

3 説明責任があります！

補助金の原資は税金です。したがって、区は、なぜこの事業に補助金を交付したの
かを明らかにする責任があります。
また、補助金を受ける側にも、補助金をどのように使うのか、又、使ったのかを明
らかにしていく責任があります。申請書面や実施報告書でしっかり説明していきま
しょう。

4 事業の成果を、多くの人たちに知ってもらいましょう！

団体以外の方々に向けて、報告会やシンポジウムを開催するなど、自分達の活動を
知ってもらうようにしてみたいはいかがでしょうか？
地域や社会の課題について考える貴重な機会となると思います。

《問合せ先》

豊島区 区民部 区民活動推進課 協働推進グループ

電話 (4566) 2314 (直通)